

議案第15号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第30号の2から第30号の5までの表備考ウ(ア)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第30号の6及び第30号の11の表備考イ(ア)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第30号の12の表備考(ア)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第31号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第39号の2の次に次の1号を加える。

(39)の3 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 33,000円

別表第40号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第48号の3中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表第48号の4中「第67条の2第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表第61号の4の次に次の4号を加える。

(61)の5 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の6 建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(61)の7 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 120,000円

(61)の8 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 160,000円

別表第62号イ、第63号、第65号イ、第66号、第68号イ、第69号、第70号イ及び第71号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第2条の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。